

平成30年度 短期就園について

生活の拠点が外国にあり、日本に一時的に帰国している幼児やインターナショナルスクールに在籍する幼児等について、一定条件のもと、一時的に就園を認めています。

(1) 就園要件

- 区内在住であること
- 3週間以上在園すること
- 保育料等を負担すること

(2) 受付について【夏季】

- 受付場所：各幼稚園（定員に空きがある幼稚園のみ）

※定員の空き状況は、各幼稚園または学務課にお問い合わせください。

- 受付開始：平成30年5月30日（水曜日） 午後3時から4時30分まで

初日のみ、先着順ではなく申込者全員分を受け付け、定員を超える申込みがあった幼稚園は、5月31日（木曜日）に抽選を行います。そのため、5月31日（木曜日）は、抽選の有無にかかわらず、全園で受付は行いません。

※定員に満たない幼稚園については、6月1日（金曜日）から6月25日（月曜日）まで、申込順に受付を行います。

- 持参書類：住民票、印鑑

※住民登録ができない場合は、居住証明書（マンション等の賃貸借契約書等）と、申込幼児及びその保護者の、入国日が記載されたパスポート（写し）をお持ちください。